

プランの策定にあたって

国は、中央教育審議会答申「こどもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（平成17年1月）に示された今後の幼児教育の具体的な取組みを基に、幼児教育の総合的な行動計画「幼児教育振興アクションプログラム」（平成18年10月）を策定しました。

茨城県では、この趣旨を受けて、「いばらき幼児教育プラン」（平成19年3月）を策定し、県の幼児教育の今後の在り方を示しました。

笠間市教育委員会では、国や県のこれらの計画に基づき、笠間市の幼児教育の現況と課題を分析・検討し、幼児教育振興のための重点目標を設定して、その達成のための具体的な施策を掲げる「笠間市幼児教育プラン」を策定することにいたしました。

◆幼児教育プラン策定にあたっての基本的な考え方

1 笠間市の幼児教育の基本理念【みんなで育てよう、元気で心ゆたかな子】

笠間市の教育目標（平成19年3月制定）を踏まえ、「幼児教育施設」「家庭」「地域社会」それぞれの機能を充実させるとともに、発達や学びの連続性を重視して相互の連携を図り、「元気で心ゆたかな子」の育成に努めます。

笠間市の教育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○知性を高め、ひとりひとりのもちまえを伸ばす ○自然や文化を大切にし、郷土を愛する心をつちかう ○豊かな感性をはぐくみ、健やかな身体を養う
----------	---

2 「元気で心ゆたかな子」の姿

- 夢中になって遊び、生き生きと活動する子
- 自分で考えたり、気づいたりして行動する子
- 友達やいろいろな人との出会いを喜び、触れ合いを楽しむ子



◆幼児教育に求められるもの

○幼児期にふさわしい生活を通し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う

子どもを取り巻く環境の変化の中で、子どもたちに基本的な生活習慣が身についていない、耐性や規範意識が不十分、運動機能が低下しているなどの課題が指摘されています。人として生きていく基盤を培うため、幼児の自発的な遊びを通し、心身の調和のとれた発達の基礎をはぐくむとともに、豊かな感性や道徳性の芽生えを培うことの重要性が指摘されています。

○幼・保・小の連携

小学校入学時に落ち着いた生活ができない、いわゆる小一プロブレムが問題になっています。保育所・幼稚園から小学校への移行を円滑にすることが重要ですが、これには小学校からのアプローチも必要です。就学指導や障害児教育に関連した協議会だけでなく、組織的に幼・保・小の連携を計画していくことが求められています。

○家族や地域の教育力の向上

少子化や核家族化が進み、人々の価値観や生活様式が多様化する中で、子育てへの不安を抱える保護者が増えています。子育ての基盤は家庭であり地域であることを踏まえ、地域社会がみんなで支援できる環境を整え、地域で子どもを育てる体制づくりが必要になっています。

○保育士・幼稚園教諭等の研修の充実

変化の激しい環境の中で、幼児の保育には専門性の高い指導者が必要になっています。障害児教育や情報教育、安全教育など専門性の向上に向けた研修が求められています。

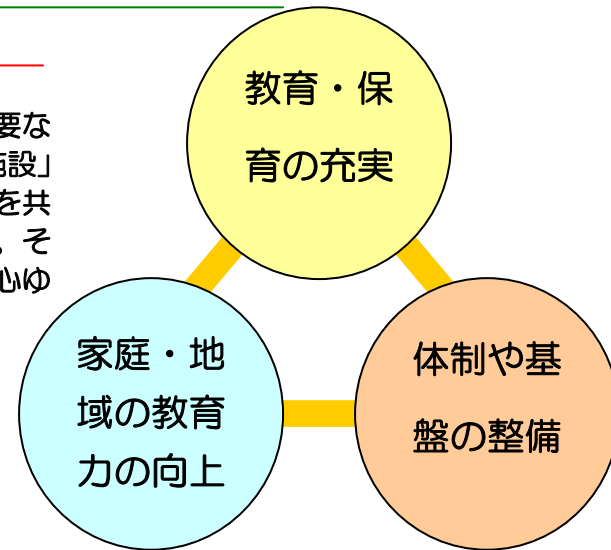


笠間市幼児教育プラン

～みんなで育てよう、元気で心ゆたかな子～

重点目標と具体的施策

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児がこの大切な時を過ごす、「幼児教育施設」や「家庭」、「地域社会」などが幼児をはぐくむ価値を共有し、連携を密にすることは、大変重要なことです。そこで、三つの重点目標と具体的施策を基に、「元気で心ゆたかな子」の育成をめざします。



I 教育や保育の充実に努めます

1. 教育課程や保育内容の充実

◆教育課程や保育内容の充実	○幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づいた教育課程や保育計画の展開
◆心ゆたかな子の育成	○豊かな体験活動の充実 ○読み聞かせボランティアの活用推進 ○市立図書館の充実と活用
◆元気な子の育成	○運動遊びや早寝・早起き・朝ごはんの推進 ○安心して遊べる環境の構築
◆幼児期における特別支援教育の充実	○保健センターや相談機関との連携（「さくらんぼ学級」（稲田幼稚園のことばとこころの教室）との連携等） ○各種研修体制の整備 ○笠間市就学指導委員会の充実

2. 教師や保育士の資質の向上

◆園（所）内研修の実施	○計画的な研修と研修時間の確保 ○専門家や指導者の派遣
◆各種研修会の実施	○各種実技研修会や保育講演会等の実施 ○各園・所の職員合同研修会の推進
◆学校・園（所）の自己評価の実施	○教育・保育内容の自己点検及び自己評価の実施 ○教育・保育の重点とその成果の公表

3. 幼・保・小の連携

◆授業や保育等による交流の促進	○行事や授業・保育における幼児と児童の積極的な交流活動の促進 ○職員の相互参観や合同研修会の実施
◆幼・保・小連絡会の実施	○就学前校区連絡会の実施（小学校職員の園・所訪問） ○入学後の移行連絡会の実施（園・所職員の小学校訪問）
◆特別支援教育連絡協議会の開催	○幼・保・小・中の担当職員による就学指導等の情報交換や研修会の実施 ○特別支援学校との連携（コーディネーターや友部養護学校「どんぐり教室」等）

II 家庭や地域の教育力を高めます

1. 子育て支援

◆子育てに関する情報の提供	○各園・所での子育て相談活動、市保健センターや子育て支援センターとの連携促進 ○相談機関の案内や紹介
◆家庭教育学級の実施	○家庭教育学級の開催 ○家庭教育に関する学習機会や情報の提供
◆幼児教育のセンター的機能の充実	○幼稚園・保育所（園）の地域における教育センター的な役割や子育て支援活動の推進

2. 地域との交流・人材の活用

◆保護者会の活動の充実	○各園・所での保護者会活動や保護者間の交流の促進
◆小・中学生との交流推進	○行事や授業による小学生との交流活動促進 ○保育実習による中学生との交流活動促進
◆地域人材の活用	○地域の施設活用や多様な地域人材の活用

III 幼児教育を支える体制や基盤の整備を進めます

1. 協力体制の整備

◆各関係機関との連携推進	○市保健センターの子育て支援 ○子ども福祉課・社会福祉課の支援相談
◆地域の施設や設備の活用	○社会福祉協議会との連携 ○公民館や図書館等における学びの場の提供
◆教員・保育士養成大学との連携	○実習生や研修生の受入れ

2. 保育ニーズに合わせた基盤の整備

◆教育環境の見直し、改善	○保護者等の声を聞くなどによる教育・保育内容の見直し・改善
◆適正規模の見直し、検討	○市立幼稚園の将来を見据えた適正な幼稚園規模のあり方の検討
◆小学校就学前の教育や保育機能の充実	○小学校教育への円滑な接続を図るための連携・協力体制に関する継続的な検討
◆子ども園の設置	○今後の新たな幼児教育施設のあり方については、法の整備などの国の動向や保護者のニーズ、園（所）の経営基盤等を視野に入れて方針を定めます。

3. 幼児教育等施設的环境整備や安全対策

◆遊具、施設・設備の安全点検	○遊具等の定期点検の実施 ○施設・設備の安全点検の実施と改善 ○支援ボランティアの活用
◆防災・防犯対策の推進	○不審者情報の共有 ○防災・防犯訓練等の実施 ○職員に対する危機管理研修の実施 ○交通安全運動の推進 ○ボランティアによる防犯パトロールの実施 ○子ども110番の家の推進